

「富士市立富士川第一中学校部活動活動方針」

令和5年4月1日策定

1 富士市立富士川第一中学校の部活動の在り方

学校教育目標 『勤勉・剛健・奉仕』

勤勉…学習や仕事などに精神を集中し、継続しながら励むこと
剛健…心身のたくましさや優しさをもち、健康であること
奉仕…社会や人・もののために、自らの力を活かすこと

令和5年度重点目標 『気づき 考え やってみよう』

『三倉り』

『三』…3つの心『感謝・関係・自律』を伸ばし成長する
『創』…新しいものを創り出す・新しいものに挑戦する

文部科学省
県教委
市教委

部活動
ガイドライン

地域
保護者
(連携協働)

感謝の心

- ・人への感謝
(仲間・相手・審判・顧問・
コーチ・家族・応援・地域等)
 - ・活動場所への感謝
 - ・道具への感謝
- 《例》
- ・練習相手に「ありがとう」
 - ・グラウンドや体育館に礼
 - ・部室をきれいに使う
 - ・片づけ・準備は全員で行う

豊かな人間関係を創る心

- ・先輩への尊敬、後輩の面倒、礼儀
 - ・仲間で協力し、支え合う
 - ・苦しい時ほど声を掛け合う
 - ・気持ちのよい挨拶
 - ・応援してくれる人への挨拶
- 《例》
- ・立場をわきまえた言葉遣い
 - ・みんなで声を出し気持ちを高める
 - ・活動時以外でも気持ちのよい挨拶
 - ・地域の方にも気持ちのよい挨拶

自律の心

- ・自分たちが主役だという意識
 - ・自分たちで創る計画
 - ・目標設定・現状把握・反省改善
 - ・探究心
 - ・時間厳守
- 《例》
- ・毎月の反省と新たな目標
 - ・大会前の目標、大会後の反省
 - ・教わる→訊いて考える
 - ・活動時間の厳守

【学校体制で行うこと】

- ◇教育課程との関連（教育活動の一貫性）
- ◇生徒が自立して主体的に取り組む力の育成
- ◇科学的・合理的な指導の工夫
- ◇生涯スポーツの視点（運動習慣・ニーズに合わせた活動）
- ◇望ましい人間関係の育成（顧問、指導者と生徒・生徒同士）
- ◇危機管理の意識をもった指導

2 部活動運営組織

- ① 校内部活動検討委員会・・・ 管理職、顧問代表（部活動担当者）
- ② 校内部活動顧問者会・・・ 各部活動の顧問
- ③ 校内部活動部長会・・・ 各部活動の部長
- ④ 部活動保護者説明会・・・ 各部活動生徒の保護者と顧問（指導者）

3 部活動の設置

- 1、2、3のいずれかの要件が満たされない場合については、次年度に向けて、該当する部の改廃（統合、休部、廃部）について校内部活動検討委員会等で協議していきます。

【部活動の設置についての留意事項】（富士市中学校部活動ガイドラインより）

1. 団体競技については、1年生の正式入部が決定した時点で、全学年の部員数が団体競技（コンクール等）に出場できる人数が確保されている。
2. 重大な事故につながりやすい競技の部活動においては競技の性質上、生徒の安全確保を行うため、以下の条件を満たすこと。
 - （1）安全に競技を実施するための施設、設備、環境等が確保されている。
 - （2）専門的な知識・技能をもった指導者又は外部指導者を配置する。
 - （3）複数顧問を配置する。
3. 学校の規模にもよるが、どの部にも複数の顧問や指導者を配置することを原則とする。

4 活動計画

- 顧問は、プレイヤーズファースト（生徒第一主義）の考えをもち、心身の発達段階や現在の部活動の実態に応じた活動計画や目標設定をする。

【年間活動計画】

- ① 顧問は、年間活動計画を作成し、生徒と保護者に対しても十分周知する。
- ② 参加する大会（コンクール）や練習試合等を精選する。

【月別活動計画】

- ① 月別計画を作成し、前月中に生徒と保護者に周知する。
- ② 月1回程度生徒中心のミーティングを設け、主体的な取組を図る。

5 活動時間及び休養日の設定

○ 部活動の活動時間及び休養日については、以下のとおりとします。

(富士市中学校部活動ガイドラインより)

【授業期間中の活動】

平日

- ・週に2日（月曜日・水曜日）の休養日を設ける。
- ・活動時間は、最大2時間程度とする

週休日（学校の休業日）

- ・少なくとも、1日以上を休養日とする。
- ・活動時間は、最大3時間程度を原則とする。
- ・公式戦等で、やむを得ず土日両方に活動するような場合は、休養日を平日に確保する。
- ・練習試合等で、やむを得ず活動時間が基準を超える場合、校長の承認を受ける。
- ・防災訓練等や地域の行事と重なった場合できる限り行事を優先する。

【長期休業中の活動】

- ・活動は平日のみとする。ただし、各競技団体等が主催する公式戦が休日に行われる場合は、生徒には平日に代替休養日を設定する。
- ・活動時間は、最大3時間程度を原則とする。
- ・家庭でのまとまった休養日がとれるよう配慮する。

※定期テスト前の3日間については、原則として活動を行わない。

【練習試合等について】

練習試合等においては、保護者の送迎や生徒の負担、交通事故の危険がないよう、市内を中心とした、近隣の市町に留める。基本的に、県外への遠征は認めない。

【公式戦とは】

公式戦とは、中体連、中文連、各協会、各連盟が主催する大会のことを指す。

6 事故やけがに備えた体制づくり

- ① 学校は、日頃から、活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に努める。
- ② 夏季における活動は、熱中症を発症する危険性が高いため、屋内外を問わず、気温・湿度等に気を付け、活動前、活動中、終了後に水分補給をこま

めにする。また、長時間の連続した活動は避ける。雷、暴風、ゲリラ豪雨、光化学スモッグなどの気象情報や暑さ指数等の情報に十分留意し活動の有無や活動時間の変更をすることがある。

- ③ 首から上のけがをした場合、直ちに活動を止め、「頭部外傷時の対応について」に従って医療機関に受診させる。
- ④ 感染症がまん延している時期については、部活動の実施および時間や内容について協議する。

7 体罰等の根絶

- 部活動の指導における体罰の行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、社会的規範に反し、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうものである。全ての指導者が、体罰は認められないもので、根絶すべきものであると認識する。
- 顧問、指導者は、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないことを認識する。また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントと判断される発言や行為も同様に許されない。

その他

【外部指導者について】

- ① 外部指導者は、校長が指導者として適切であると認め、「富士市ふれあい協力員制度」に登録した者とする。
- ② 対外試合は、顧問または顧問に代わる職員の引率・指導の下で行う。外部指導者による引率はできない。
- ③ 試合出場メンバーの決定は、外部指導者の意見を参考にして、最終決定は顧問が行う。
- ④ 外部指導者の委嘱期間は1年間とする。外部指導者を委嘱する前に校長と面接をし、部活動方針に同意できると約束できる場合に委嘱する。ただし、方針にそぐわない事態が起きた場合は、年度途中でも委嘱を取り消すこともある。

【完全下校時刻について】

平日の月曜日と水曜日は部活動なし

平日の火曜日、木曜日、金曜日の月別完全下校時刻は下表の通りとなる。

(部活動終了時刻から15分後が完全下校時刻となる。)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16:30	16:30	16:30	16:30	16:30	16:30	16:30	16:30	16:15	16:15	16:30	16:30

【朝練習について】

朝練習は行わない。